

令和6年度 第2回 是正請求審査会 議事録

日時：令和6年12月26日(木) 10:00～12:00

場所：多治見市役所駅北庁舎4階第1会議室

□出席者

- 【委員】 北見会長、國光委員、久米委員、水野委員、隈元委員、矢島委員
【事務局】 総務課職員
【行為庁】 総務課（案件1）、秘書広報課（案件2）

□欠席者

- 【委員】 前田委員

□公開・非公開の別 非公開

多治見市情報公開条例第23条ただし書（同条例第6条第2項第1号：個人に関する情報、第4号：率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれのある情報 に該当）の規定による。

□会議の結果及び経過

1 是正請求人による口頭意見陳述

（案件1）是正請求審査会議事録の公開に係る情報公開条例に基づく請求手続を要することの是正請求

請求人	・本件について、主張したいことは3つである。 ※持参した令和2年度に決定した是正請求に係る議事録を委員に回覧した。 ①行為庁の対応について ・これまで20件程是正請求を行ってきたが、全ての是正請求で、決定書送付の際に議事録が同封されていたと記憶している。令和5年度に行った是正請求に係る議事録について、取扱いが変更された（請求人本人が取得する場合でも、公文書公開請求が必要とされた）ことが理解できない。 ②議事録を送付する意義について ・自らが行った是正請求に対する審議の結果については答申書及び決定書で知ることができるものの、審査会での議論の経過は知ることができない。議事録の送付によって初めて、審査会による是正請求の認容又は棄却の判断の理由が分かることから、是正請求の当事者として当然議事録の送付を受けられるべきである。 ・行為庁は、従来の議事録の送付方法が違法であった可能性がある」と主張するが、行為庁が非公開情報とする個人情報や委員の率直な意
-----	--

	見交換を妨げるおそれがある情報に該当するとは言えず、違法とは考えない。 ③会議の公開について ・情報公開条例第23条では、附属機関等の会議は公開が原則であると規定する。行為庁の主張では、一部公開が原則であると受け取れる。 ・総合計画に関する審議会は公開されている。 ・議事録を取得するために公文書公開請求をすることは、手続としては小さなことと思うが、多治見市が目指す市民が主役のまちづくりの実現のために、会議の議事録の積極的な公開は、大切な役割を果たすものであると考える。
委員	・これまでの議事録の送付は、請求人の請求によるものであったか。
請求人	・請求をしなくても議事録が決定書と共に送付されていた。
委員	・本件請求で請求人が具体的に請求する内容について、確認をする。議事録の公開は、市ホームページへの掲載も考えられるが、そうではなく、是正請求の当事者として送付を受けることを求めるものか。
請求人	・インターネットを利用できないため、ホームページでは見られない。請求人個人が送付を受けることを求めている。
会長	・是正請求審査会では、審議の内容に企業秘密や私人間の争訟の内容等、公開すべきでない情報を取扱うこともある。そのような情報が含まれていた場合には、その情報について公開されないことを許容するか。
請求人	・一部公開（非公開情報を黒塗りする等の処理をしたもの）の場合があることは承知している。
2 審議 （案件1）是正請求審査会議事録の公開に係る情報公開条例に基づく請求手続を要することの是正請求	
ア 議事録の送付の取扱いを変更した経緯	
委員	・令和5年度に請求人に議事録の送付をしないこととした経緯はどのようなか。 ・過去の担当者からの引継ぎはされていないか。また、過去の案件の取扱いについて確認することはできないか。
事務局 (行為庁)	・請求人に対して送付すべき書類の定めは、答申書の写し及び決定書についてだけである。議事録の送付は、是正請求手続条例及び同条例施行規則に定めがなく、運用のための内規等の定めもない。また、送付物の記録は残っていないため、過去の案件で議事録の送付有無やどのように送付していたかの詳細は不明である。 ・令和5年度に請求人が行った是正請求については、令和6年度に入ってから請求人から議事録の送付を求める連絡を受けて、是正請求手続条例

	及び同条例施行規則に議事録を送付する規定がないことを確認した。なお、職員が異動する場合や担当業務が替わる場合、引継書を作成するが、請求人へ議事録を送付することは引継ぎされておらず、過去のやりとりの詳細は不明である。 ・議事録は公文書として情報公開条例に基づく運用が必要であること、非公開情報を伏せる必要があることを踏まえ、公文書公開請求によって、請求するよう案内をした。
委員	・行為庁が議事録送付の取扱いを変更した経緯に関して主張する「違法」とは、何に対して違法であることをいうのか。
会長	・行為庁が主張する「違法」とは、情報公開条例上の違法（非公開とすべき情報を公開したこと）を言っていると思われる。 ・行為庁の説明によると、令和６年度において、是正請求条例、同条例施行規則の規定に立ち返り、議事録の取扱いを決定したものである。
イ 議事録公表のあり方	
委員	・請求人が持参した議事録（令和２年度のもの）は、発言した委員の氏名が掲載されているものだった。同様の取扱い方で市ホームページに公表する場合、発言者が特定されるため率直な意見交換に支障があると考ええる。
会長	・情報公開条例第22条第２項第３号では、附属機関等の議事録は公表しなければならないとされており、議事録を入手するために公文書公開請求をするよう案内した行為庁の対応は適切ではなかった。 ・非公開情報に係る議事録の公開には、一定の配慮が必要であり、議事録を一律全部公開とすることは適切ではない。請求人であることを理由に、公文書公開請求の手続によらず、当然に議事録の公開を受けることができるまでとは言えない。 ・一方で、市ホームページでの公表用の議事録を請求人に送付することについては、違法ではない。
ウ 当事者として議事録の公開を受ける権利	
委員	・「公表」と「公開」は、どのように異なるのか。請求人が求めることは、当事者として議事録の開示を受けることなのか、議事録を広く市民に公表することなのか。 ・請求人が問題にしているのは、公開を受けるための「手続」ではないか。 ・市ホームページでの公表は、請求人が求めていることではない。
会長	・本件については、当事者として開示を受けるための手続を「公開」に含まれるものとしてよいと考える。
委員	・「公開」に厳密な定義はなく、多義的に用いられるもので、文脈により解釈される。一般に、情報公開制度の前提として、開示の請求が位置づけらる。

委員	・「当事者としての権利」とは、市民として議事録の公開（ホームページ等で広く公表することによって保障する。）を受ける権利ではなく、議事録の郵送を受けることなのではないか。
委員	・ホームページ等での議事録の公表制度（情報公開条例第22条）を設けることは、市民が市政に関する情報の公開を受ける権利を保障するものである。 ・同条例第22条を根拠に、是正請求の当事者が、議事録の送付を受ける権利があるとまでは言えないのではないか。 ・ただし、これまで請求人に対して送付してきた経緯を踏まえると、送付しない取扱いに変更することは不利益性があるといえるため、行為庁の対応としては公表用の議事録を送付することが好ましいのではないか。
委員	・市民の権利としては、ホームページのレベルでの公表を受けることと考える。送付することはサービスとして考えられる。
会長	・情報公開条例の趣旨を踏まえ、公開できる情報は公表することが原則である。公表に適さないものについては、個別に公文書公開請求によることもある。 ・行為庁は、これまで送付してきた議事録について、情報公開条例で規定する非公開情報が公開された状態であり、これまでと同様の取扱いをすることが適切ではないと説明すべきであった。行為庁の説明には不足がある。
3 諮問及び審議 （案件2） 令和6年度北栄地域地区懇談会要旨の訂正に関する是正請求	
事務局	－ 事案の概要説明 －
	行為庁への質疑応答
委員	・生成AIによる要約資料の意図は何か。
事務局	・審理員が作成したものであり、事前質問の要旨の作成において、行為庁が意図的に請求人の発言を編集したかを生成AIによって検証するものである。審理員は、意図的な編集はないと判断した。
委員	・請求人は、「尊厳に関わる」とかなり強い語調で表現している。行為庁としての認識はいかがか。
行為庁	・事前質問の要旨として記載した内容が、請求人の人格を否定したとは考えていない。請求人がなぜこのような主張をするに至ったのか、地区懇談会の流れを振り返っても心当たりがない。 ・回覧文書（市ホームページにおいても公開されている。）では、質問者を明らかにしていない。掲載された事前質問の要旨を見て、請求人の見識を疑われることはないのではないかと考えている。
会長	・回覧文書に記載された内容は、請求人の事前質問の要旨をくまなく押さえられていると考えているか。

行為庁	・網羅できているとまでは言えないが、要旨は押さえられていると考えている。
会長	・地区懇談会の流れは、どのようなか。
委員	・地区懇談会当日に、請求人は出席したか。また、事前質問への回答について、主旨が異なるとの発言はあったか。
行為庁	・地区懇談会の流れは、 ①市長による市政に関する説明 ②事前質問に対し市長が回答（その場で事前質問者へ市長の回答内容を文書で交付する。） ③当日参加者からの質問に対し、市長又は市幹部が回答 ・請求人は、当日出席し、事前質問と同様の質問をした。事前質問への回答について、主旨が異なるとの発言はなかった。
委員	・地区懇談会の事前質問の要旨について、これまで訂正の請求はあったか。
行為庁	・これまで訂正の請求はない。
行為庁退出	
会長	・行為庁は、事前質問の文脈を捉えられていない。 ・仮に、請求人を市議会議員に置き換えた場合、本件と同様のやりとりを行うとはとても考えられないことである。
委員	・文脈を捉えられていないことについて、同意する。
委員	・審理員は、生成A Iによる検証を行っているが、請求人の質問全文を入力していない（従前の議事録送付の取扱いに関する部分が入力されていない）。
会長	・地区懇談会での事前質問の内容を見ることで、市民が市政を理解することにつながる。地区懇談会は条例（市民参加条例）に位置づけられる重要な制度である。その場のやりとりが歪められたと感じる。
委員	・不当であると考える。請求人のこれまでの市政への働きかけを見ると、地域において一定の知名度があるように思う。請求人が「尊厳に関わる」と主張することも一定の理解ができる。
委員	・請求人と市長（及び市幹部）による質疑応答の様子はどのようなであったか。請求人は、市長の回答を聞き取れていたのか。請求人が会場で市長の回答について発言をしなかったことをもって、市長の回答に納得したとまでは言えない。
委員	・事前質問の要旨として記載した内容は、請求人の質問の主旨を反映しているものとは思えない。 ・行為庁が訂正を行わないのは、訂正すべきとの認識がないのか、事務手続上対応不可能なのか。 ・事務手続上困難なのであれば、請求人が人格を否定されたと感じていることを踏まえてお詫びをすることが必要かもしれない。

会長	・ 事前質問の要旨として記載した内容が請求人の質問の主旨を捉えていないという考えは、委員全員が一致している。 ・ 課題は、訂正についてであるが、どのような手段が考えられるか。
委員	・ 次年度も地区懇談会が開催されるのであれば、次年度の要旨を回覧する際に、訂正を行うことが考えられる。
委員	・ 請求人本人については、個別の対応でよいが、市政の理解としては、ホームページで広く公開がよいと考える。
委員	・ 訂正の方法については、案をいくつか示して行為庁が判断することとしてはどうか。
会長	・ 次回審査会において、答申案とともに具体的な訂正の手段の検討を行いたい。
4 次回の会議の開催日程について	
事務局	日程調整の依頼

—以上—